

、
令和7年6月

上天草市農業委員会会議録

令和7年6月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和7年6月10日

午前9時30分開会

上天草市役所書庫棟2階会議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第 7 議案第5号 非農地通知交付申請について
- その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（9名）

会長 松岡 健二郎	職務代理者 蓮田 治住	3番 水野 武晴	4番 磯田 清俊
5番 岩崎 國重	6番 吉本 均	7番 岩本 俊治	8番 源 義通
10番 濱崎 顯爾			

（事務局）

局長 小松野 洋己 主事 徳淵 麻子 主事 睦田 将

1 開 会

事務局(小松野)

ただいまより、令和7年6月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は全委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長(松岡)

皆さん、おはようございます。

一同

(おはようございます。)

議長(松岡)

本日は6月の総会となります。大変お忙しい中に出席いただきまして、ここに開催できますことを厚くお礼申し上げます。

始めに、5月28日から29日にかけて、東京で開催された令和7年度全国農業委員会会長大会及び会長、事務局長合同研修会に出席しましたのでご報告申し上げます。

28日は、渋谷公会堂での全国大会に参加し、第1号議案の改正基本法・基本計画における政策の実践に向けた政策提案決議、第2号議案の地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動を推進するための申し合わせ決議、第3号議案の情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議、第4号議案の令和7年度全国農業委員会会長大会実行運動計画について提案をされまして、全議案が承認されたところでございます。

そして午後は、県選出国會議員との意見交換会が開催をされ、代表して熊本県農業会議の福原会長から各国会議員に要請をされたところでございます。国会議員の話の中で、今米の問題が非常に大きく話題にされておりますが、坂本衆議院議員から、農家は米が高いほうがいいのかもしれないけれども米離れが大きくなる恐れがあるので基本的には、今60kgあたりの2万2,000円が妥当ではなかろうかという話がされました。

翌29日は会長、事務局長と一緒に合同研修会に参加し、全日程終了後、帰って参りました。

さて、熊本県も梅雨に入り今後大雨の影響も懸念されます。そのような中で農地の利用状況調査の時期となります。事務局の準備が整い次第着手していただく

ことになりますが、天候の悪い中、暑い中での作業で体調管理には十分注意され業務にあたってください。

本日も慎重なご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたしまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

3 議事録署名委員の指名について

議長（松岡）

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。8番、源委員、10番、濱崎委員、よろしくお願いします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（松岡）

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局（睦田）

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□□□□△△△△△番△、地目は畑、面積870㎡です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、○○○○○から東の方向、直線距離で約1.0kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積は現時点ではありません。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。通作距離は自宅から100m程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、ダイコン、タマネギ、キュウリを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。

なお、当該農地は○○○の地域計画に含まれているため、地域計画の修正が必要です。ただし、当該地は地域計画において耕作者未定であったため、申請者を新たに耕作者として登録するのみであり、軽微な変更として事後的に承認可能ですので、今回の許可への支障となるものではありません。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。担当委員の説明をお願いします。

推進委員(松岡)	議案第1号、1番について、推進委員の松岡が説明いたします。 譲渡人の方は福岡にお住まいで、帰る予定がないということで、この土地の隣接地の受人の方にお話があったということです。農業の経験はありませんけども、知人に作り方栽培等を教えてもらいながら、自家消費分の野菜を作る予定だそうです。問題ないと思われます。よろしくお願いします。
議長(松岡)	ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん、ご意見、ご質問はありませんか。 (異議なし の声あり)
議長(松岡)	ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。 続きまして、2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局(睦田)	議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページです。 本件につきましては、5月の現地確認において申請者が立会いに来られなかったため、内部規定により審議保留となっていたものになります。 申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△△番、地目は畑、面積589㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北の方向、直線距離で約0.5kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が366万810㎡です。労働力は1、農機具等は4です。権利の種類は、売買による所有権の移転です。 続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。 全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自宅から徒歩5分程度であり、年間150日以上農作業に従事されることです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのものであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギを栽培予定とのものであり、周辺への営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。
議長(松岡)	ありがとうございました。担当委員の説明をお願いします。
推進委員(山口)	議案第1号2番について、推進委員の山口が説明します。 事務局から説明があったとおりですが、譲渡人と譲受人は同地区の方で譲受人が高規格道路建設に伴う移転で住宅を建てられています。その上の土地になりま

す。大規模農家ですから、買ってくれないかということで売買による所有権の移転になったそうです。今写真では荒れておりますが、機械で耕運しタマネギ等を作る予定となっております。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△番外2筆、地目は田と畑、面積合計1,279㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約2.3kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が1万5,705㎡です。労働力は2、農機具等は4です。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自宅から約400m程度であり、年間150日以上農作業に従事されとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、米や花卉を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。

なお、当該農地は越ノ浦、宮津地区の地域計画に含まれているため、地域計画の修正が必要です。ただし、当該地は地域計画において耕作者未定であったため、元から地域計画に位置付けられた担い手である申請者を新たに当該地の耕作者として登録するのみであり、軽微な変更として事後的に承認可能ですので、今回の許可への支障となるものではありません。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

5番（岩崎）

議案第1号3番につきまして、5番の岩崎が説明いたします。

譲受人は申請地の近くに住んでおられ、申請地の横の耕作地△△△△番△で稲

を耕作されております。譲渡人は耕作しないので生きているうちに処分したいということで譲受人に買ってもらえないかとの相談があり、今回2人の合意の下、売買が成立したとのことです。申請地は稲が耕作されており、県道横の畑は花卉が植えてありまして、引き続き花卉を植えられるそうです。ご審議よろしく願います。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（松岡）

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局より願います。

事務局（睦田）

議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□△△△△番△、地目は畑、面積216㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、〇〇〇〇〇から西の方向、直線距離で約4.5kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は通路、駐車場で、事業資金は、すでに完工しており問題ないと思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は行わず、排水については、生活雑排水、汚水は発生せず、雨水はそのまま自然排水することです。造成中の被害防除については、造成工事は必要としないため周辺地への影響はないとのことですが、万が一被害が生じた場合は申請者が責任を持って対応することです。また、完成後の被害防除についても、周辺地への悪影響はないとのことですが、万が一被害が生じた場合は申請者が責任を持って対応することです。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員(二宮)

議案第2号の1番につきまして、推進委員、二宮が説明いたします。

昨日は現地確認、暑い中お疲れさまでした。申請地はですね、〇〇の南の地区に位置しておりまして、申請人は農地転用の申請が必要であることを知らずに4、5年前に駐車場と通路を造られたということです。今般、申請が必要ということを知られたということで深く反省していらっしゃいます。始末書も添付されておりますので、寛大な審議をよろしくお願いします。以上です。

議長(松岡)

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

(異議なし の声あり)

議長(松岡)

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局(睦田)

議案第2号、番号2番です。議案は同じく4ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△番、地目は畑、面積602㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南東の方向、約4.2kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的はキャンプ場用地であり、事業資金は土地造成費等合計約△△△万円を、自己資金が上回っているため問題ないと思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は上天草市の上水道を利用し、排水については、生活雑排水、汚水は簡易トイレにて処理、雨水は自然排水するとのことです。造成中の被害防除については、簡易な造成工事のため周辺地の影響はないとのことですが、被害が生じた際は申請者が責任をもって対処するとのことです。また、完成後の被害防除についても周辺地への影響はないとのことですが、被害が生じた際は申請者が責任をもって対処するとのことです。説明は以上です。

議長(松岡)

ありがとうございました。担当委員の説明をお願いします。

推進委員(平山)

議案第2号2番について、推進委員の平山が説明します。

昨日雨の中、申請者立会いの下、現地を確認しました。オートキャンプ場を経

営されるための農地転用だそうです。写真で見ておわかりのように先のほうは海になってまして、農地は草刈りされていました。雨のおかげで排水のことについて吉本農業委員が質問されましたが、どうされるんですかと聞かれたところ、銅排水管もしくは整地で自然排水ということになっていますので何とかして排水を行うという説明でした。審議をお願いします。以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。事務局からの補足説明をお願いします。

事務局（小松野）

事務局から補足説明を行います。今回の農地法第4条の申請人は申請地であります中宇□□△△△番、ここが今回の申請地ですけれども、その近隣の相続未登記農地、赤色の部分です。△△△番△を農業委員会の許可なく勝手に埋め立てておられまして、現在違反転用疑い状態となっております。昨年5月に違反転用疑いで通報を受けまして、現地確認を行い口頭での注意、文書での通知など数回に渡って土砂の撤去をお伝えしましたが、管理者との協議で畑として利用させてもらえることになったので、耕作できるよう泥を入れている。行政書士にも相続手続きをお願いしており、それが完了したら5条申請を出すと言われたまま対応してもらえていない状況です。今回の事業計画用地は4条申請地である△△△△番のほか△△△△番△、△△△△番となっております。いずれも茶色く塗りつぶされた部分が計画用地となっております。許可が下りればこの違反転用疑いの赤い部分のうち△△△△番△は事業計画利用地であります△△△△番と隣接することから、キャンプ場に関連して活用されることが今後懸念されるところです。昨日の現地調査時点でも、すでに資材が置かれていました。何らかのペナルティを科すことは難しいですけれども、違反転用疑いを改善するため事務局から提案がございます。このキャンプ場の工事に入りますとバックホウをはじめ、ダンプ等さまざまな重機が投入されることが想定され、土砂撤去の絶好の機会と考えます。以上のことから許可証と併せまして、竣工予定日が今年の9月10日となっておりますので、キャンプ場の竣工予定日である令和7年9月10日までに農地法第5条第1項の規定による許可申請の提出をしてくださいということと、キャンプ場の竣工予定日である9月10日までに第5条の許可申請が見込めない場合は土砂の撤去をしてくださいといった文言を入れた通知文を発送して、違反転用疑い状態の解消を農業委員会として強く求めたいと考えております。説明は以上です。

議長（松岡）

ただいま2番の説明が終わりましたがけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。また、事務局提案のとおり許可証と併せて違反転用の疑い解消のための通知文も発送することとします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（松岡）

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局（睦田）

議案第3号、番号1番です。議案は6ページになります。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番、地目は田、面積296㎡です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、○○○○○から南の方向、約9.0kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、資金計画では土地購入費や建築費等の合計約△△△△万円を自己資金が上回っており、問題ないと思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は上天草市の上水道を利用し、排水については、生活雑排水及び汚水は既設の下水道へ排水し、雨水は道路側溝へ排水することとします。造成中の被害防除については、造成は最小限度に止め、近隣農地へ悪影響がないようにすることとします。また完成後の周辺地への悪影響はないとしますが、万が一争議が発生した場合は、申請人が誠意をもって対応することとします。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明を私がします。

隣接地は住宅地で、農地については何も影響はないと思いますので、慎重審議よろしくをお願いします。

ただいま1番の説明が終わりましたがけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、1番については申請どおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議長（松岡）

議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）について。事務局より説明をお願いします。

事務局（徳淵）

今回の案件は、2件の新規で約4,000㎡となります。問題はないと思われます。以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、本案について皆さんからのご意見はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、議案第4号につきましては原案どおり承認することに決定します。

議案第5号 非農地通知交付申請について

議長（松岡）

続きまして、議案第5号、非農地通知交付申請について。事務局より説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第5号、番号1番です。議案は10ページになります。本件は5月総会にて審議を行い、原案どおり承認いただきましたが、申請人の申請地の持ち分は2分の1であり、先月総会時点で残りの所有権者の同意がなかったため、議案提出する要件を欠いておりました。確認不足であり申し訳ありません。本会においては、口頭にて残りの所有権者の同意を得たことをもって議案提出いたします。また、審議においては、該当農地を非農地と判断することが正当か否かに加え、総会での非農地判断ののち、事務局における書面での同意書の確認をもって非農地通知書を発行してよろしいかを併せて伺います。

申請人は福岡県糸島市の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町湯島字□□△△△番外1筆、地目は畑、面積合計1,284㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、〇〇〇〇〇から西の方向、直線距離で約8.5kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。

次に、申請地は農振農用地であり、農林課よりこの地は連続した農用地区域の一部であることから農用地区域の縁辺性を満たしておらず、当該地を農用地区域から除外してしまうと農用地区域が虫食い状態となるが、現在周囲に耕作地がな

いことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2、3項の定めにある「農用地区域における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがない」ものと判断し、当該地の非農地判断については上天草市農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れはないとの助言を得ています。説明は以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

4番（磯田） 非農地申請の1番につきまして、4番の磯田が説明いたします。

事務局から説明がありましたけれども、先月湯島に行って、二宮推進委員と2人で現地を確認して参りまして、到底農地に戻すのは難しいという判断となりました。よって、非農地化はやむを得ないと思われれます。以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。ただいま非農地につきまして説明がございましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡） ご異議ございませんので、議案第5号につきましては申請どおり承認することに決定します。

これをもちまして、本日の総会議案審議を全て終了いたしました。慎重審議、誠にありがとうございました。

最後に事務局から説明がありますので、よろしくお願いします。

（録音終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前10時00分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年6月10日

上天草市農業委員会 会長

松岡健一郎

上天草市農業委員会 委員

源 義通

上天草市農業委員会 委員

濱崎顯爾